

目 次

○	船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省令第二号） 運輸省	1
○	金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）	2
○	証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）	3
○	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）	5
○	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	7
○	労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省令第一号） 労働省	16
○	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	18
○	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	20
○	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	23
○	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	25
○	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）	28
○	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）	30
○	前払式証券発行保証金規則（平成二年 法務省令第一号） 大蔵省	31
○	前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）	33
○	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）	35
○	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	36

○	証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）	39
○	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）	41
○	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	42
○	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	44
○	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	49
○	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）	63
○	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）	64
○	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	65
○	外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省令第一号）	70
○	免許特定法人供託金規則（平成八年法務省令第二号）	71
○	保険仲立人保証金規則（平成八年法務省令第三号）	72
○	投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十五号）	74
○	資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）	76
○	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	77
○	投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）	79
○	農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）	81
○	一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）	83

○	特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府 財務省令第一号）	89
○	口座管理機関に関する命令（平成十四年 内閣府 財務省令第二号）	95
○	国債の振替に関する命令（平成十四年 内閣府 財務省令第三号）	97
○	加入者保護信託に関する命令（平成十四年 内閣府 財務省令第四号）	99
○	証券金融会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十五年内閣府令第四号）	101
○	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	102
○	一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（平成十六年 内閣府 財務省令第一号）	105
○	信託会社等営業保証金規則（平成十六年 内閣府 財務省令第二号）	107
○	信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年 内閣府 財務省令第四号）	108
○	保険会社等営業保証金規則（平成十六年 内閣府 財務省令第五号）	109
○	特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（平成十六年 内閣府 財務省令第二号）	110
○	内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十 七年 内閣府 財務省令第四号）	112
○	内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令	

○	(平成十七年 ^{内閣府 法務省 財務省} 令第二号)	-----	114
○	少額短期保険業者供託金規則(平成十八年 ^{内閣府 法務省} 令第一号)	-----	116
○	郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令(平成十八年 ^{内閣府 総務省} 令第三号)	-----	117
○	担保付社債信託法施行規則(平成十九年内閣府令第四十八号)	-----	118
○	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)	-----	119
○	金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)	-----	124
○	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)	-----	125
○	公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第八十一号)	-----	127
○	金融商品取引業者営業保証金規則(平成十九年 ^{内閣府 法務省} 令第三号)	-----	129
○	有限責任監査法人供託金規則(平成十九年 ^{内閣府 法務省} 令第八号)	-----	130
○	社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(平成十九年 ^{内閣府 法務省} 令第十一号)	-----	131
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年 ^{内閣府 財務省、 経済産業省、 国土交通省、 厚生労働省、 農林水産省、} 令第一号)	-----	133

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省
運輸省 令第二号）

改 正 案	現 行
（供託金に代わる有価証券の種類） 第十四条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。） 二（略）	（供託金に代わる有価証券の種類） 第十四条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。） 二（略）

○ 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

改 正 案	現 行
（保証金代用有価証券） 第六条（略） 2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替債に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければならない。	（保証金代用有価証券） 第六条（略） 2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければならない。

。証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改 正 案	現 行
（兼業業務の範囲） 第一条の四 法第百五十六条の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け（法第百五十六条の二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。） 二 有価証券の受渡しに関する代理業務 三 国債証券の元利金支払の代理業務 四 有価証券及び金融庁長官に届け出た証書等の保管業務 五 法第百五十六条の二十四第一項、法第百五十六条の二十七第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務 六 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第四項の口座管理機関として行う振替業 七 金融商品取引清算機関（法第二條第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）の清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）による有価証券等清算取次ぎ（法第二條第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ	（兼業業務の範囲） 第一条の四 法第百五十六条の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け（法第百五十六条の二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。） 二 有価証券の受渡しに関する代理業務 三 国債証券の元利金支払の代理業務 四 有価証券及び金融庁長官に届け出た証書等の保管業務 五 法第百五十六条の二十四第一項、法第百五十六条の二十七第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務 六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第四項の口座管理機関として行う振替業 八 金融商品取引清算機関（法第二條第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）の清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）による有価証券等清算取次ぎ（法第二條第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ

2 (略)	をいう。)の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)
2 (略)	をいう。)の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)

- 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第4号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 (2)～(16) (略)	第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第4号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 (2)～(16) (略)

- 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(46) (略) (47) 債券及び利札の様式 債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項(振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項)の内容について記載すること。	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(46) (略) (47) 債券及び利札の様式 債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項(振替外債にあつては、その旨及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項)の内容について記載すること。

。企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三十 (略) 三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。 イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。））、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百三十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。ロにおいて同じ。）が、会社の総株主等の議決権（法第二	(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三十 (略) 三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。 イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。））、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。
じ。) の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。)

ロ二 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債 (社債、株式等の振替に関する法律第二百七条において準用する同法第六十六条 (第一号を除く。) に規定する振替外債 (同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する同法第六十六条 (同条第一号イから二までを除く。) に規定する保険業法 (平成七年法律第百五号) に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。) をいう。以下この条において同じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの (第十四条の十五の二において「短期外債」という。) とする。

一四 (略)

ロ二 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債 (社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二百二十七条において準用する同法第六十六条 (第一号を除く。) に規定する振替外債 (同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する同法第六十六条 (同条第一号イから二までを除く。) に規定する保険業法 (平成七年法律第百五号) に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。) をいう。以下この条において同じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの (第十四条の十五の二において「短期外債」という。) とする。

一四 (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案		現行
第一号様式		第一号様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)	【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)	【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)
(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 新規発行（売出）有価証券 a～g (略) h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。 i (略) j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条（同法第117条又は第127条において準用する場合を含む。））に規定する振替社債又は同法第192条第1項に規定する振替新株予約権付社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額を欄外に記載すること。 k～l (略) m 募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）が取り扱う有価証券である場合には当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。	(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 新規発行（売出）有価証券 a～g (略) h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。 i (略) j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債等の振替に関する法律第66条に規定する振替社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額及び当該社債が振替社債である場合にはその旨を欄外に記載すること。 k～l (略) (新設)	
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） （記載上の注意） (1)～(7)（略） (8) 新規発行株式 a～c（略） d 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 e（略） (9)～(11)（略） (12) 新規発行新株予約権証券 a～e（略） f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。 なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 g～n（略） (13) 新規発行社債 a～c（略） d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l（略） (14)～(21)（略） (22) 売出有価証券 a～f（略） g 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (23)～(39)（略） (40) 所有者別状況 a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。 また、その発行する株券等を、社債、株式等の振替に関する法律に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社（この様式において「振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。 b～d（略） (41) 大株主の状況	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） （記載上の注意） (1)～(7)（略） (8) 新規発行株式 a～c（略） （新設） d（略） (9)～(11)（略） (12) 新規発行新株予約権証券 a～e（略） f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。 g～n（略） (13) 新規発行社債 a～c（略） d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。）以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l（略） (14)～(39)（略） (22) 売出有価証券 a～f（略） g 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。 (23)～(39)（略） (40) 所有者別状況 a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。 また、その発行する株券等を、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づき、保管振替機関（同法第3条第2項に規定する保管振替機関をいう。）がその保管振替事業において取り扱うことに同意した会社（この様式において「保管振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の実質株主の通知の基準日（同法第31条第1項の規定による実質株主の通知の基準となつた日をいう。）現在のものにより記載することができる。 b～d（略） (41) 大株主の状況

a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。 振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のもthingにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。 d・e (略) (42)～(68) (略) (69) 提出会社の株式事務の概要 a～g (略) h 株式が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式をいう。)である場合にあつては、<u>株券の種類及び株式の名称書換えの欄の記載を要しない。</u> i (略) (70)～(80) (略)	a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。 保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のもthingにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。 d・e (略) (42)～(68) (略) (69) 提出会社の株式事務の概要 a～g (略) (新設) h (略) (70)～(80) (略)
---	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) 新規発行株式 a・b (略) c 欄外には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。 また、振替機関を定める場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (2)～(6) (略) (7) 売出株式 a (略) b 欄外には、売出しを行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。 また、振替機関を定める場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (8)～(14) (略)	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) 新規発行株式 a・b (略) c 欄外には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。 (2)～(6) (略) (7) 売出株式 a (略) b 欄外には、売出しを行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。 (8)～(14) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～c (略) d 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 e (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。 なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 g～n (略) (13) 新規発行社債（短期社債を除く。） a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売出有価証券 a～f (略) g 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (23)～(52) (略)	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～c (略) d (新設) e (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。 以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 g～n (略) (13) 新規発行社債（短期社債を除く。） a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。）以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売出有価証券 a～f (略) g 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。 (23)～(52) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 （略） （記載上の注意） （1）～（49—2）（略） （50） 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う有価証券（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 （51）～（57）（略）	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 （略） （記載上の注意） （1）～（49—2）（略） （50） 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 （51）～（57）（略）

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 （略） （記載上の注意） (1)～(14)（略） (15) 社債（短期社債を除く。）の募集 a～e（略） f 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 g～q（略） (16)～(64)（略）	第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 （略） （記載上の注意） (1)～(14)（略） (15) 社債（短期社債を除く。）の募集 a～e（略） f 「振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このfにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 g～q（略） (16)～(64)（略）

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省令 第一号）

改 正 案	現 行
（労働金庫連合会の付随業務） 第四十三条 （略） 2 6 （略） 7 第一項第五号の場合において、連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 （証券関連専門業務等） 第五十二条 （略） 2 6 （略） 7 第四十三条第七項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 （労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第二百二十条 （略） 2 （略） 3 第四十三条第七項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において銀	（労働金庫連合会の付随業務） 第四十三条 （略） 2 6 （略） （新設） （証券関連専門業務等） 第五十二条 （略） 2 6 （略） （新設） （労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第二百二十条 （略） 2 （略） （新設）

行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

。 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（密接な関係を有する会社等） 第一条の六（略） 2 （略） 3 前二項の場合において、会社等又は他の会社等が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。 （銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三（略） 2 8 （略） 9 第一条の六第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に	（密接な関係を有する会社等） 第一条の六（略） 2 （略） （新設） （銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三（略） 2 8 （略） （新設）

限る。) において準用する場合を含む。) 「とあるのは「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。	
(銀行主要株主と特殊の関係のある会社) 第三十四條の九 (略)	
2 第一條の六第三項の規定は、前項第三号の場合において同号の銀行主要株主が保有する議決権について準用する。	
(銀行代理業の許可の申請書の記載事項) 第三十四條の三十二 (略)	
2 (略)	
3 第一條の六第三項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において法第五十二條の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。	
	(銀行主要株主と特殊の関係のある会社) 第三十四條の九 (略) (新設)
	(銀行代理業の許可の申請書の記載事項) 第三十四條の三十二 (略) 2 (略) (新設)

。 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案	現 行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2、8（略） 9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 （密接な関係を有する会社等） 第五条の十二（略） 2（略） 3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは、「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2、8（略） （新設） （密接な関係を有する会社等） 第五条の十二（略） 2（略） （新設）

又は出資に」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)

第二十五条の二三 (略)

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とこれらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 (略)

2 (略)

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合

(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)

第二十五条の二三 (略)

(新設)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 (略)

2 (略)

(新設)

を含む。(「と」株式に「とあるのは」株式又は出資に「と読み替えるものとする。」

。信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
（信用金庫連合会の付随業務） 第五十三条 （略） 2 6 （略） 7 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 （金庫の子会社の範囲等） 第六十四条 （略） 2 12 （略） 13 第五十三条第七項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 （信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第三百三十八条 （略） 2 （略） 3 第五十三条第七項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀	（信用金庫連合会の付随業務） 第五十三条 （略） 2 6 （略） （新設） （金庫の子会社の範囲等） 第六十四条 （略） 2 12 （略） （新設） （信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第三百三十八条 （略） 2 （略） （新設）

行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改 正 案	現 行
（営業保証金の追加供託の起算日） 第七条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一（三）（略） 四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日 （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項第一号において同じ。）	（営業保証金の追加供託の起算日） 第七条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一（三）（略） 四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日 （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項第一号において同じ。）

二丁四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。)

二丁四

2・3 (略)

(親法人等又は関連法人等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 令第八条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。

(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)
第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

二丁四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。)

二丁四

2・3 (略)

(親法人等又は関連法人等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)
第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

二 第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 五 (略) 六 社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合 七・八 (略)	二 第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 五 (略) 六 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合 七・八 (略)
---	--

。貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改 正 案	現 行
（取締役等と同等以上の支配力を有する者） 第二条（略） 2 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式等に係る議決権を含むものとする。 （変更届出書の添付書類） 第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一（略） 二 役員（<u>第二条第一項第四号</u>に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び	（取締役等と同等以上の支配力を有する者） 第二条（略） （新設） （変更届出書の添付書類） 第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一（略） 二 役員（<u>第二条第四号</u>に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に

び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 イ・ロ (略) 三・四 (略) 五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)までに掲げる書類 六・七 (略) (届出事項) 第三十条の十 (略) 2・3 (略) 4 第二条第二項の規定は、第二項第二号又は第五号の場合において指定信用情報機関が保有する議決権又は一の株主、社員若しくは出資者が取得し、若しくは保有することとなつた議決権について準用する。	掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 イ・ロ (略) 三・四 (略) 五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第四号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)までに掲げる書類 六・七 (略) (届出事項) 第三十条の十 (略) 2・3 (略) (新設)
--	--

。有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

改 正 案	現 行
（登録申請書のその他の記載事項） 第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 主要株主（総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。）の百分の五以上の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所 二・三 （略）	（登録申請書のその他の記載事項） 第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 主要株主（総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。）の百分の五以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所 二・三 （略）

○ 前払式証券発行保証金規則（平成二年 法務省
大蔵省 令 第一号）

改 正 案	現 行
（発行保証金の取戻し） 第一条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号。以下「法」という。）第十三条第一項、第四項又は第五項の規定により発行保証金（同条第七項の規定により供託した同項に規定する有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者が、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。）第十条第一項の規定により金融庁長官（第二十条第一項の規定により法第十三条第三項から第五項までの金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第四条までにおいて同じ。）の承認を受けようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等）を記載した様式第一による承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。	（発行保証金の取戻し） 第一条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号。以下「法」という。）第十三条第一項、第四項又は第五項の規定により発行保証金（同条第七項の規定により供託した同項に規定する有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者が、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。）第十条第一項の規定により金融庁長官（第二十条第一項の規定により法第十三条第三項から第五項までの金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第四条までにおいて同じ。）の承認を受けようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等）を記載した様式第一による承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2
・
3

(略)

2
・
3

(略)

。前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改 正 案	現 行
（登録申請書のその他の記載事項） 第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二（略） 三 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名、商号又は名称及び住所 四・六（略） （発行保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。） 二・四（略）	（登録申請書のその他の記載事項） 第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二（略） 三 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権（同号に規定する議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名、商号又は名称及び住所 四・六（略） （発行保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。） 二・四（略）

(発行保証金に充てることができる有価証券の価額) 第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てられる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)	(発行保証金に充てることができる有価証券の価額) 第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てられる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)
---	--

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行
（議決権のない株式） 第三条の二（略） 2 前項各号の場合における議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。	（議決権のない株式） 第三条の二（略） （新設）

。 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
（株券等の取得に係る割合等の計算） 第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。 一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数 二 （略） 2・3 （略） （振替機関又は口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における議決権の取扱い） 第八条の二 第二条第一号の場合における議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 2 第二条の三の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第	（株券等の取得に係る割合等の計算） 第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。 一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数（法第二十七条の二第八項第一号に規定する議決権の数をいう。以下同じ。） 二 （略） 2・3 （略） （新設）

百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

3 第七条第九号の場合における議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第八十一条第一項、第八十二条第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

4 前条の場合における議決権の数には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第八十一条第一項、第八十二条第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権の数を含むものとする。

（公開買付開始公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 （略）

四 （略）

（公開買付開始公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 （略）

四 （略）

イハ (略) 二 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合 ホリ (略) 五七七 (略)	イハ (略) 二 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総議決権の数に占める割合 ホリ (略) 五七七 (略)
---	---

。証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改 正 案	現 行
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二号の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ・ロ（略）	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八條第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二号の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ・ロ（略）

(削る) ハ (略) ニ 社債、株式等の振替に関する法律第二十条第一項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定 ホ (略) 二 (略)	ハ 株券等の保管及び振替に関する法律第八条第一項（同法第十三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定 ニ (略) ホ 社債等の振替に関する法律第二十条第一項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定 ヘ (略) 二 (略)
---	--

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改 正 案	現 行
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2）9（略） 10）第二項第四号の場合において、信用協同組合連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2）9（略） （新設）

。協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2 4 （略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ （略） ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ （略） 十三 三十九 （略） 6 12 （略） 13 第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定す	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2 4 （略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ （略） ロ 当該会社の発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ （略） 十三 三十九 （略） 6 12 （略） （新設）

る者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 第四条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条第十三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 (略)

2 (略)

(新設)

。金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改 正 案	現 行
（持株会） 第六条（略） 2（略） 3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。 一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び次条第二項第一号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号及び次項において「被支配会社」という。） 二（略） 4 前項各号の場合において、会社又はその被支配会社が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 （出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）	（持株会） 第六条（略） 2（略） 3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。 一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び次条第二項第一号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。） 二（略） （新設） （出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）

第七条 (略)

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

- 一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権(社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)を保有する場合における当該他の会社

二 三 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一・二 (略)

- 三 当該有価証券が社債等振替法第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債、社債等振替法第二百五十条に規定する振替転換特定社債又は社債等振替法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債(第十三条第二項において「振替新株予約権付社債等」という。)に係るものであつて、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約すること取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券にロに掲げる条件が付されていることが明白と

第七条 (略)

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

- 一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

二 三 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一・二 (略)

(新設)

なる名称が付されていること。

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、振替社債等（社債等振替法第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第六十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第六十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第六十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第六十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第六十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第六十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）

（をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）
替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

二 四（略）

三 八（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条（略）

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一（略）

二 当該有価証券が振替新株予約権付社債券等であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合

イ 当該振替新株予約権付社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

。に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）
、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

二 四（略）

三 八（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条（略）

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一（略）

（新設）

3 8 (略) 三 (略) (2) 当該振替新株予約権付社債等を分割できない旨の制限が付 されており、かつ、当該制限が付されていることが明白とな る名称が付されていること。 (1) 当該振替新株予約権付社債等の口数が五十未満であること	3 8 (略) 二 (略)
---	---

。 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案	現 行
（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同法第六十八条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債、株式等の振替に関する法律第一百十五条において準用する同法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十條の二において「短期外債」という。）とする。 一（四）（略）	（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同法第六十八条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第一百十五条において準用する同法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十條の二において「短期外債」という。）とする。 一（四）（略）

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第四号様式		第四号様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略) (5)～(66) (略)		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略) (5)～(66) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第四号の二様式		第四号の二様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略) (7)～(71) (略) (72) 外国投資信託受益証券の様式 当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (73)・(74) (略)		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略) (7)～(71) (略) (72) 外国投資信託受益証券の様式 当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (73)・(74) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案	現 行
第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） 第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 （1）～（12）（略） <u>（13）【振替機関に関する事項】</u> （14）・（15）（略） 第2・第3（略） 第二部～第四部（略）（記載上の注意） （1） 一般的事項 a～f（略） g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債、株式等の振替に関する法律第115条において準用する同法第66条（第1号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。 （2）・（3）（略） （4） 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律第226条第1項に規定する振替投資口をいう。以下この様式において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b（略） （5）～（32）（略） （33） 投資有価証券の主要銘柄 a・b c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e（略） （34）～（50）（略） （51） 保管 内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口又は振替投資法人債については、この限りでない。 （52）～（74）（略）	第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） 第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 （1）～（12）（略） （新設） （13）・（14）（略） 第2・第3（略） 第二部～第四部（略）（記載上の注意） （1） 一般的事項 a～f（略） g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債等の振替に関する法律第115条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。 （2）～（32）（略） （4） 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b（略） （5）～（32）（略） （33） 投資有価証券の主要銘柄 a・b c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等）をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e（略） （34）～（50）（略） （51） 保管 内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資法人債については、この限りでない。 （52）～（74）（略）

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第四号の三の様式		第四号の三の様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)
第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【振替機関に関する事項】 (14)・(15) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)		第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第四号の三の様式		第四号の三の様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)
第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【振替機関に関する事項】 (14)・(15) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)		第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案		現 行
第四号の様式		第四号の様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） （記載上の注意） （1）一般的事項 a～i（略） j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含むものとする。 （2）～（35）（略） （36）投資有価証券の主要銘柄 a・b（略） c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e（略） （37）～（81）（略） （82）外国投資証券の様式 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 （83）・（84）（略）		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書（略） （記載上の注意） （1）一般的事項 a～i（略） j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債（社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含むものとする。 （2）～（35）（略） （36）投資有価証券の主要銘柄 a・b（略） c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等）をいう。第五号の三様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e（略） （37）～（81）（略） （82）外国投資証券の様式 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。 （83）・（84）（略）

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案		現 行
第五号の二様式		第五号の二様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～15 (略) 16【振替機関に関する事項】 17 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面総額」は振替特定社債(社債、株式等の振替に関する法律第118条において準用する同法第66条に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債、振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。)、振替新優先出資引受権(同法第248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。)、振替転換特定社債(同法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。))又は振替新優先出資引受権付特定社債(同法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。))については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b～h (略) (4-2)～(40) (略)	【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～15 (略) (新設) 16 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面総額」は振替特定社債(社債等の振替に関する法律第118条において準用する同法第66条に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b～h (略) (4-2)～(40) (略)	

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第五号の三様式		第五号の三様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 （略）		有価証券届出書 （略）
（記載上の注意）		（記載上の注意）
（1）～（14）（略）		（1）～（14）（略）
（15） 外国資産流動化証券の様式		（15） 外国資産流動化証券の様式
当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外償にあつては、その旨及び社 債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項） の内容について記載すること。		当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外償にあつては、その旨及び社 債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容 について記載すること。
（16）（略）		（16）（略）

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案		現 行
第五号の四様式		第五号の四様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 (略)		有価証券届出書 (略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等		(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債、株式等の振替に 関する法律第124条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する資産の流動化に 関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、 この限りでない。		a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する 法律第124条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する資産の流動化に関する 法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、この 限りでない。
b (略)		b (略)
(5)～(34) (略)		(5)～(34) (略)
(35) 内国資産信託流動化受益証券の様式		(35) 内国資産信託流動化受益証券の様式
当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権に あっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1 項に規定する通知事項）の内容について記載すること。		当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権に あっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項に規 定する通知事項）の内容について記載すること。
(36) (略)		(36) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案	現 行
第六号の五様式	第六号の五様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(58) (略) (59) 投資有価証券の主要銘柄 a (略) b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 c・d (略) (60)～(63) (略)	【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(58) (略) (59) 投資有価証券の主要銘柄 a (略) b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 c・d (略) (60)～(63) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第十五号様式		第十五号様式
【表紙】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部【証券情報】(7) 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)・(2) (略) (3)【<u>振替機関に関する事項</u>】 (4)・(5) (略) 第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)		【表紙】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部【証券情報】(7) 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)・(2) (略) (新設) (3)・(4) (略) 第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
第二十一号様式	第二十一号様式
【表紙】 【提出書類】 発行登録追補書類 （略） 第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 （1）～（12）（略） <u>（13）【振替機関に関する事項】</u> （14）・（15）（略） 第2（略） 第二部（略） （記載上の注意） （略）	【表紙】 【提出書類】 発行登録追補書類 （略） 第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 （1）～（12）（略） （新設） （13）・（14）（略） 第2（略） 第二部（略） （記載上の注意） （略）

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案		現行
第二十三号様式		第二十三号様式
【表紙】 【提出書類】 発行登録通知書 (略) 第1【募集(売出)要項】 1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)】 (1)～(12) (略) (13)【振替機関に関する事項】 (14)・(15) (略) 2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)		【表紙】 【提出書類】 発行登録通知書 (略) 第1【募集(売出)要項】 1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) 2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)

。 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）
農林水産省

改 正 案	現 行
（証券専門会社等の業務等） 第三十四条（略） 2、9（略） 10 法第十一条の二三項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。 （特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項） 第五十七条の二（略） 2（略） 3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。	（証券専門会社等の業務等） 第三十四条（略） 2、9（略） 10 法第十一条の二三項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。 （特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項） 第五十七条の二（略） 2（略） （新設）

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第二号）

改 正 案	現 行
（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項） 第五十条の二（略） 2（略） 3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十 七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の 振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第 一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第 一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七 十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む 。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に 係る議決権を含むものとする。	（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項） 第五十条の二（略） 2（略） （新設）

。 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
（密接な関係の範囲） 第一条の二の二 2 （略） 3 令第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第一号八(1)の場合において当該規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 （密接な関係を有する会社等） 第一条の六 （略） 2 （略） 3 令第十三条の五の二第四項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。 （有価証券関連業に付随する業務） 第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 五 （略） 六 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業	（密接な関係の範囲） 第一条の二の二 2 （略） （新設） （密接な関係を有する会社等） 第一条の六 （略） 2 （略） （新設） （有価証券関連業に付随する業務） 第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 五 （略） 六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 三 (略)

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。)

二 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 三 (略)

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。)

二 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一條第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）

二 四 （略）

2・3 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2・10 （略）

11 令第十三条の五の二第四項の規定は、第七項から第九項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一條第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）

二 四 （略）

2・3 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2・10 （略）

（新設）

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一条 法第九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第八十八条第一項、第二百一十一条の十四、第二百一十一条の十五第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。)

二 四 (略)

2 (略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十條の二 (略)

2 令第十三条の五の二第四項の規定は、前項第三号の場合において同号の保険主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「とあるのは、「第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(供託金の追加供託の起算日)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一条 法第九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第八十八条第一項、第二百一十一条の十四、第二百一十一条の十五第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。)

二 四 (略)

2 (略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十條の二 (略)

(新設)

(供託金の追加供託の起算日)

第二百十一條の十三 法第二百七十二條の五第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 三 (略) 四 令第三十八條の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八條第一項に規定する振替債を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 少額短期保険業者が少額短期保険業者供託金規則第十六条第四項の通知を受けた日	第二百十一條の十三 法第二百七十二條の五第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 三 (略) 四 令第三十八條の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百九十九條第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 少額短期保険業者が少額短期保険業者供託金規則第十六条第四項の通知を受けた日
(供託金に代わる有価証券の価額) 第二百十一條の十五 法第二百七十二條の五第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)	(供託金に代わる有価証券の価額) 第二百十一條の十五 法第二百七十二條の五第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)

○ 外国保険会社等供託金規則（平成八年 法務省
大蔵省 令第一号）

改 正 案	現 行
（供託金の取戻し） 第十二条 法第百九十条第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる外国保険会社等を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「供託者」という。）は、令第二十七条第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）	（供託金の取戻し） 第十二条 法第百九十条第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる外国保険会社等を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「供託者」という。）は、令第二十七条第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）

○ 免許特定法人供託金規則（平成八年 法務省
大蔵省 令 第二号）

改 正 案	現 行
（供託金の取戻し） 第十二条 法第二百二十三条第一項、第二項、第四項又は第九項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる免許特定法人を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「供託者」という。）は、令第三十四条第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）	（供託金の取戻し） 第十二条 法第二百二十三条第一項、第二項、第四項又は第九項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる免許特定法人を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「供託者」という。）は、令第三十四条第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）

。 保険仲立人保証金規則（平成八年 法務省
大蔵省 令第三号）

改 正 案	現 行
（保証金の取戻し） 第十二条 法第二百九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者（第十五条第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる保険仲立人を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。）は、当該保証金の取戻しについて法第二百九十一条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び法第二百九十一条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。 2 7 （略）	（保証金の取戻し） 第十二条 法第二百九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者（第十五条第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる保険仲立人を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。）は、当該保証金の取戻しについて法第二百九十一条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び法第二百九十一条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。 2 7 （略）

(別紙 4 - 1)

[

。投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

改 正 案	現 行
（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等） 第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が金融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格に基づき算出した金額 二・三 （略） 2 基金は、法第七十九条の五十七第一項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）に規定する支払をすべき金額の支払を行うに当たっては、法第七十九条の五十四に規定する認定の後、社債、株式等の振替に関する法律第五十二条に規定する加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる事項の提供を求めることができる。 一 社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある	（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等） 第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が金融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格に基づき算出した金額 二・三 （略） 2 基金は、法第七十九条の五十七第一項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）に規定する支払をすべき金額の支払を行うに当たっては、法第七十九条の五十四に規定する認定の後、社債等の振替に関する法律第五十二条に規定する加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる事項の提供を求めることができる。 一 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の適用があるかどうかどう

かどうかが判明したときには、その旨 二 社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある場合において、同項の規定により支払額の減額をしたときには、当該減額に係る加入者（同法第十一条第二項に規定する加入者をいう。）の氏名又は名称及び住所並びに当該各加入者につき、当該減額をした額	かが判明したときには、その旨 二 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある場合において、同項の規定により支払額の減額をしたときには、当該減額に係る加入者（同法第十一条第二項に規定する加入者をいう。）の氏名又は名称及び住所並びに当該各加入者につき、当該減額をした額
--	--

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改 正 案	現 行
（特定短期社債権者の反対） 第八十条 法第百五十五条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 <u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）第百十八条において準用する同法第八十六条第三項の規定による書面の供託	（特定短期社債権者の反対） 第八十条 法第百五十五条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 <u>社債等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）第百十八条において準用する同法第八十六条第三項の規定による書面の供託

。投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改 正 案	現 行
（適格機関投資家を除くための要件等） 第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 投資信託の受益証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権（以下この条及び次条において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。） 次に掲げる要件のすべてに該当する場合 イハ（略） 二三（略） （議決権行使書面） 第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一四（略） 五 議決権を行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び行使する	（適格機関投資家を除くための要件等） 第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 投資信託の受益証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権（以下この条及び次条において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。） 次に掲げる要件のすべてに該当する場合 イハ（略） 二三（略） （議決権行使書面） 第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一四（略） 五 議決権を行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び議決権を

ことができる議決権の数(次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定める事項を含む。) イ 議案ごとに当該設立時投資主が行使用することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数 ロ (略) 2 (略) (議決権行使書面) 第百五十五条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 (略) 五 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数(次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定める事項を含む。) イ 議案ごとに当該投資主が行使用することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数 ロ (略) 2 (略)	行使することができる所有する投資口の口数(次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定める事項を含む。) イ 議案ごとに議決権を行使することができる所有する投資口の口数が異なる場合 議案ごとの議決権を行使することができる所有する投資口の口数 ロ (略) 2 (略) (議決権行使書面) 第百五十五条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 (略) 五 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することができる所有する投資口の口数(次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定める事項を含む。) イ 議案ごとに当該投資主が行使用することができる所有する投資口の口数が異なる場合 議案ごとの行使することができる所有する投資口の口数 ロ (略) 2 (略)
--	--

。投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改 正 案	現 行
（運用報告書の作成等の期日） 第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。 一 （略） 二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年 イ 二 （略） ホ 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。 (1) 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債、株式等の振替に関	（運用報告書の作成等の期日） 第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。 一 （略） 二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年 イ 二 （略） ホ 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。 (1) 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法

2 （略） へし子 （略） (2) （略） する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）第三十八条第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びコールローン 百分の十	2 （略） へし子 （略） (2) （略） 律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）第三十八条第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びコールローン 百分の十
--	---

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）
農林水産省

改 正 案	現 行
（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第七十四条（略） 2 4 （略） 5 第二項の場合において、会員が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 （農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第百十八条（略） 2 （略） 3 第七十四条第五項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは、「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及	（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第七十四条（略） 2 4 （略） （新設） （農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項） 第百十八条（略） 2 （略） （新設）

び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

○ 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府 法令第一号）
法務省

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 社債等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等のうち同項第二号に掲げるものの外をいう。 二 十八 （略） 十九 振替債 法第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。 （電磁的方法による招集通知の発出） 第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に	（定義） 第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 社債等 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等のうち同項第二号に掲げるものの外をいう。 二 十八 （略） 十九 振替社債等 法第二百九条第一項に規定する振替社債等をいう。 （電磁的方法による招集通知の発出） 第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に

係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 一般振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ (略)

二 (略)

2 } 4 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十六条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 } 4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十九条 (略)

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(新設)

ロ (略)

二 (略)

2 } 4 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十六条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 } 4 (略)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第二十九条 (略)

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十一条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十四条第一項第一号八に規定する情報を記録したものとし、電子署名をすることができ措置をとらなければならない。

2 (略)

(振替業の結了の通知)

第三十四条 旧一般振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替債の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧一般振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十六条 加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者は、一般振替機関に対して同条の規定による請求をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該一般振替機関に提供しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

2 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定に

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十一条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十四条第一項第一号に規定する情報を記録したものとし、電子署名をすることができ措置をとらなければならない。

2 (略)

(振替業の結了の通知)

第三十四条 旧一般振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替社債等の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧一般振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十六条 加入者又は法第二百八十八条に規定する利害関係を有する者(次項において「利害関係者」という。)は、同条の規定により一般振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該一般振替機関に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 請求の目的

2 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書

よる請求をするときは、当該請求において、当該利害関係を明らかにする資料を提出しなければならない。

(電磁的方法による情報の提供)

第三十六条の二 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。

2 (略)

(届出事項)

第三十七条 一般振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が一般振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に
よる場合を除く。)。

三 第二条第三項第八号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 六 (略)

2 (略)

附則

には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(電磁的方法による情報の提供)

第三十六条の二 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。

2 (略)

(届出事項)

第三十七条 一般振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が一般振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に
よる場合を除く。)。

三 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 六 (略)

2 (略)

附則

(振替受入簿の保存)

第二条 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

別表第二（第三十七条第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
第二条第三項第六号又は第八号に掲げる書面の記載事項の変更	(略)

(振替受入簿の保存)

第二条 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債並びに法附則第三十六条第一項に規定する特例外債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

別表第二（第三十七条第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
第二条第三項第五号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

。 特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第一号）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 社債等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。 二 十八 （略） 十九 振替債 法第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。 （電磁的方法による招集通知の発出） 第二十五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの イ 特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に	（定義） 第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 社債等 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。 二 十八 （略） 十九 振替社債等 法第二百九条第一項に規定する振替社債等をいう。 （電磁的方法による招集通知の発出） 第二十五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの イ 特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に

係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特別振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ (略)

二 (略)

2 4 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十条 (略)

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(新設)

ロ (略)

二 (略)

2 4 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 4 (略)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第三十条 (略)

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第一項第一号ハに規定する情報を記録したものとし、電子署名をすることができ措置をとらなければならない。

2 (略)

(振替業の結了の通知)

第三十五条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替債の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十七条 加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者は、特別振替機関に対して同条の規定による請求をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該特別振替機関に提供しなければならない。

一 第二十五条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

2 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定に

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第一項第一号ロに規定する情報を記録したものとし、電子署名をすることができ措置をとらなければならない。

2 (略)

(振替業の結了の通知)

第三十五条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替社債等の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十七条 加入者又は法第二百八十八条に規定する利害関係を有する者(次項において「利害関係者」という。)は、同条の規定により特別振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特別振替機関に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 請求の目的

2 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書

よる請求をするときは、当該請求において、当該利害関係を明らかにする資料を提出しなければならない。

(電磁的方法による情報の提供)

第三十七条の二 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。

2 (略)

(届出事項)

第三十八条 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が特別振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に
よる場合を除く。)。

三 第二条第三項第八号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 六 (略)

2 (略)

附則

には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(電磁的方法による情報の提供)

第三十七条の二 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。

2 (略)

(届出事項)

第三十八条 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が特別振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に
よる場合を除く。)。

三 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 六 (略)

2 (略)

附則

(振替受入簿の保存)

第二条 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第十九条に規定する特例国債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

別表第二（第三十八条第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
第二条第三項第六号又は第八号	(略)

(振替受入簿の保存)

第二条 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第十九条に規定する特例国債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債並びに法附則第三十六条第一項に規定する特例外債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

別表第二（第三十八条第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
第二条第三項第五号又は第七号	(略)

		に掲げる書面の記載事項の変更
(略)	(略)	
		に掲げる書面の記載事項の変更
(略)	(略)	

。 口座管理機関に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第二号）

改正案	現行
（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） 第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）とする。 （振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求） 第三条 加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該口座管理機関に提供しなければならない。 一 次条第一項に掲げる方法 二 書面を提出する方法 2 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、当該請求において、当該利害関係を明らかにする資料を提出しなければならない。	（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） 第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）とする。 （振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求） 第三条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により口座管理機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該口座管理機関に提出しなければならない。 一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 請求の目的 2 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(電磁的方法による情報の提供) 第四条 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 <u>□座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> 二 <u>□座管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u> 三 (略) 2 (略)	(電磁的方法による情報の提供) 第四条 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 <u>□座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</u> (新設) 二 (略) 2 (略)
--	---

○ 国債の振替に関する命令（平成十四年内閣府
法務省令第三号）
財務省

改 正 案	現 行
（用語） 第一条 この命令において、<u>社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）</u>の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。 （電磁的方法による提供） 第四条 <u>社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。）</u>第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。 2・3 （略）	（用語） 第一条 この命令において、<u>社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）</u>の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。 （電磁的方法による提供） 第四条 <u>社債等の振替に関する法律施行令（以下「令」という。）</u>第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。 2・3 （略）

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者) 第五条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の相続人その他の一般承継人とする。	(新設)
--	-------------

○ 加入者保護信託に関する命令（平成十四年^{内閣府}法律第^{財務省}四号）
財務省

改 正 案	現 行
（用語） 第一条 この命令において、<u>社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）</u>の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。 （届出期間の変更事由） 第九条 <u>社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。）</u>第四条第五号に規定する内閣府令・財務省令・財務省令で定める事由は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百九十条第一項の規定による更生計画認可の決定とする。 （受益者への支払） 第十条 加入者は、<u>法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したもの）とみなされる場合を含む。</u>加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち<u>第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は</u>	（用語） 第一条 この命令において、<u>社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）</u>の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。 （届出期間の変更事由） 第九条 <u>社債等の振替に関する法律施行令第五条第五号に規定する内閣府令・財務省令・財務省令で定める事由は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百九十条第一項の規定による更生計画認可の決定とする。</u> （受益者への支払） 第十条 加入者は、<u>法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したもの）とみなされる場合を含む。</u>加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち<u>社債等の振替に関する法律施行令第四条第三号の規定によ</u>

提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならぬ。 一、四 (略) 2・3 (略)	り受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならぬ。 一、四 (略) 2・3 (略)
--	--

○ 証券金融会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十五年内閣府令第四号）

改 正 案	現 行
附 則 1 (略) 2 この府令の施行の日以後に日本銀行が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十八条において読み替えて適用する同法第八条第一項の規定に基づく業務（国債に係るものに限る。）を営んでいない場合には、この府令による改正前の証券金融会社に関する内閣府令第一条の三第一項、証券会社に関する内閣府令別表第八の九並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第九の六、別表第十の九及び別表第十二の七の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 1 (略) 2 この府令の施行の日以後に日本銀行が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十八条において読み替えて適用する同法第八条第一項の規定に基づく業務（国債に係るものに限る。）を営んでいない場合には、この府令による改正前の証券金融会社に関する内閣府令第一条の三第一項、証券会社に関する内閣府令別表第八の九並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第九の六、別表第十の九及び別表第十二の七の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

。 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）

改 正 案	現 行
（親法人等又は関連法人等） 第四条（略） 2・3（略） 4 令第二条第五項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合において法人等が所有する議決権について準用する。 （営業保証金の追加供託の起算日） 第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一（三）（略） 四 令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日	（親法人等又は関連法人等） 第四条（略） 2・3（略） （新設） （営業保証金の追加供託の起算日） 第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一（三）（略） 四 令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類) 第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。) 二 四 (略)	(営業保証金に充てることができる有価証券の種類) 第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。) 二 四 (略)
(営業保証金に充てることができる有価証券の価額) 第二十二条 法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に定める額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条及び第三十七条第一項第三号において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)	(営業保証金に充てることができる有価証券の価額) 第二十二条 法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に定める額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条及び第三十七条第一項第三号において同じ。) 二 四 (略) 2・3 (略)
(主要株主の届出の手續等) 第二十七条 (略) 2 4 (略) 5 令第二条第五項の規定は、第一項第三号の場合において法第十七	(主要株主の届出の手續等) 第二十七条 (略) 2 4 (略) (新設)

条第一項の主要株主となつた者の保有する議決権について準用する。 。この場合において、同条第五項中「第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。 （公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） 第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 四 （略） 五 社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合 六・七 （略）	（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） 第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 四 （略） 五 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合 六・七 （略）
--	--

○ 一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（平成十六年 内閣府令第一号）
法務省

改 正 案	現 行
附 則 （電磁的方法による公示） 第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）附則第三条に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二	附 則 （電磁的方法による公示） 第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第三条及び第四条に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五）に

2 (略)	条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。() を使用する 方法とする。
2 (略)	規定する自動公衆送信装置をいう。() を使用する 方法とする。

。 信託会社等営業保証金規則（平成十六年 内閣府 令第二号）
法務省

改 正 案	現 行
（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官等は、令第十一条第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）	（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官等は、令第十一条第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）

○ 信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年 内閣府
法務省 令第四号）

改 正 案	現 行
（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官等は、令第六条第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）	（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官等は、令第六条第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）

。 保険会社等営業保証金規則（平成十六年 内閣府 令第5号）
法務省

改 正 案	現 行
（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官は、令第十三条の四第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）	（有価証券の換価） 第十二条 金融庁長官は、令第十三条の四第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）

○ 特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（平成十六年
内閣府
財務省令第二号）

改 正 案	現 行
附 則 （電磁的方法による公示） 第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六号）附則第三条に規定する内閣府令・財務省令・財務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十	附 則 （電磁的方法による公示） 第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第三条及び第四条に規定する内閣府令・財務省令・財務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九

2 (略) 八号(第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。	2 (略) 号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。
--	---

。内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年 内閣府 法務省 令第四号）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）	第十五条第一項及び第十七条第一項（これらの規定を第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）
別表第三（第八条関係）		別表第三（第八条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	株券等の保管及び振替に関する法律	第三十二条第七項（第一号に係る部分に限り、第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第八項（第一号に係る部分に限り、第三十九条の二において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条関係）		別表第四（第十条関係）	
	(略)	(削る)	(略)
	(削る)	(略)	
	株券等の保管及び振替に関する法律	(略)	第三十六条（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）

114

	第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）
(略)	(略)

別表第二(第五条関係)

社債、株式等の振替に関する法律	第三十九条において準用する会社法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条(第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。) 及び附則第二十一条(第一号に係る部分に限る。)
-----------------	---

別表第三(第七条関係)

社債、株式等の振替に関する法律	第二百七十七条(第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。)
-----------------	---

	第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第二(第五条関係)

社債等の振替に関する法律	第三十九条において準用する会社法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条(第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。) 及び附則第二十一条(第一号に係る部分に限る。)
--------------	---

別表第三(第七条関係)

社債等の振替に関する法律	第二百二十八条(第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。)
--------------	---

。 少額短期保険業者供託金規則（平成十八年 内閣府令第一号）
法務省

改 正 案	現 行
（供託金の取戻し） 第十二条 法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる少額短期保険業者を含む。次条及び第十四条において「供託者」という。）は、令第三十八条の七第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）	（供託金の取戻し） 第十二条 法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十六条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる少額短期保険業者を含む。次条及び第十四条において「供託者」という。）は、令第三十八条の七第一項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融庁長官に提出しなければならない。 2 5 （略）

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府
総務省 令第三号）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 法第一百条第一項第四号ロに規定する内閣府令・総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第六十六條第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第七号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 （略） 2 （略）	（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 法第一百条第一項第四号ロに規定する内閣府令・総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第六十六條第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第七号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 （略） 2 （略）

○ 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）

改 正 案	現 行
（親法人等又は関連法人等） 第三条（略） 2・3（略） 4 令第二条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合において法人等が所有する議決権について準用する。	（親法人等又は関連法人等） 第三条（略） 2・3（略） （新設）

。金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案	現 行
（営業保証金の追加供託の起算日） 第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一（三）（略） 四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日 五（略） （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十九条 法第三十一条の二第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。この場合において、次に掲げる有価証券に表示されるべき権利の帰属が、社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるときは、当該権利は当該有価証券とみなす。	（営業保証金の追加供託の起算日） 第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一（三）（略） 四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日 五（略） （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十九条 法第三十一条の二第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。この場合において、次に掲げる有価証券に表示されるべき権利の帰属が、社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるときは、当該権利は当該有価証券とみなす。

一、四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第三十条 法第三十一条の二第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号に掲げる有価証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。)

二、四 (略)

2・3 (略)

(議決権の保有の判定)

第三十五条 令第十五条の十六第五項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人(仮設人を含む。第二百三条第一項において同じ。)の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資(以下この条において「株式等」という。)に係る議決権を含むものとする。

一・二 (略)

- 三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条

一、四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第三十条 法第三十一条の二第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号に掲げる有価証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。)

二、四 (略)

2・3 (略)

(議決権の保有の判定)

第三十五条 令第十五条の十六第五項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人(仮設人を含む。第二百三条第一項において同じ。)の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資(以下この条において「株式等」という。)に係る議決権を含むものとする。

一・二 (略)

(新設)

(第二号に係る部分に限る。) において準用する場合を含む。)

の規定によりその保有する株式等 (この項により令第十五条の十六第一項第四号の特定個人株主が保有する議決権を含むものとされる議決権に係る株式等を含む。) を発行者に対抗することができない場合

2
(略)

(短期社債等に準ずる有価証券)

第四十一条 令第十五条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 振替外債 (社債、株式等の振替に関する法律第二百二十七条において準用する同法第六十六条 (第一号を除く。) に規定する振替外債をいう。以下この号において同じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 二 (略)

二 (略)

(受渡有価証券記番号帳)

第六百六十五条 第五百七十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券 (受渡しを行った法第二条第一項各号に掲げる証券又は証書をいい、第五百七十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したもの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債及び社債、株式等の振替に

2
(略)

(短期社債等に準ずる有価証券)

第四十一条 令第十五条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 振替外債 (社債等の振替に関する法律第二百二十七条において準用する同法第六十六条 (第一号を除く。) に規定する振替外債をいう。以下この号において同じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 二 (略)

二 (略)

(受渡有価証券記番号帳)

第六百六十五条 第五百七十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券 (受渡しを行った法第二条第一項各号に掲げる証券又は証書をいい、第五百七十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したもの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債、社債等の振替に関する法

関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を除く。) につ
いて次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 六 (略)

2 (略)

(保護預り有価証券明細簿)

第六十六条 (略)

2 前項の保護預り有価証券明細簿は、次に掲げるところにより作成
しなければならない。

一 二 (略)

(削る)

三 (略)

(控除すべき固定資産等)

第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の
内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲
げるものとする。

一 三 (略)

四 保有する有価証券(信託財産をもって保有する有価証券を含む
。) のうち、次に掲げるもの(第一号に掲げるものを除く。)

律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等及び株券等の保管及び
振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の規定により同法
第二条第二項に規定する保管振替機関に預託したものを除く。) に
ついて次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 六 (略)

2 (略)

(保護預り有価証券明細簿)

第六十六条 (略)

2 前項の保護預り有価証券明細簿は、次に掲げるところにより作成
しなければならない。

一 二 (略)

三 保管方法には、株券等の保管及び振替に関する法律の規定に基
づき保管している場合は、その旨を表示すること。

四 (略)

(控除すべき固定資産等)

第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の
内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲
げるものとする。

一 三 (略)

四 保有する有価証券(信託財産をもって保有する有価証券を含む
。) のうち、次に掲げるもの(第一号に掲げるものを除く。)

イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマーシャル・ペーパー（法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。））、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。） ロ・ハ（略） 五（略） 2 8（略）	イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマーシャル・ペーパー（法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。））、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。） ロ・ハ（略） 五（略） 2 8（略）
---	--

。金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 案	現 行
（取引証拠金等の代用有価証券等） 第六十八条（略） 2 （略） 3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等（以下この項において「取次者等」という。）は、法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取引証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により振替債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。以下この項において同じ。）をもって代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替債に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならない。	（取引証拠金等の代用有価証券等） 第六十八条（略） 2 （略） 3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等（以下この項において「取次者等」という。）は、法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取引証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもって代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで及び第百二十四条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならない。

。 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改 正 案	現 行
（報告書の提出を要しない場合） 第三十条（略） 2・3（略） 4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。 （重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条（略） 2・3（略） 4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。 （公開買付け等に係る規制の適用除外） 第六十三条（略） 2・3（略） 4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発	（報告書の提出を要しない場合） 第三十条（略） 2・3（略） （新設） （重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条（略） 2・3（略） （新設） （公開買付け等に係る規制の適用除外） 第六十三条（略） 2・3（略） （新設）

行者である会社又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

改 正 案	現 行
（供託金の追加供託の起算日） 第七十四条 法第三十四条の三十三第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。 一 四（略） 五 令第二十七条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 登録有限責任監査法人が有限責任監査法人供託金規則第十五条第四項の通知を受けた日 （供託金に代わる有価証券の種類等） 第七十五条 法第三十四条の三十三第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。）	（供託金の追加供託の起算日） 第七十四条 法第三十四条の三十三第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。 一 四（略） 五 令第二十七条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 登録有限責任監査法人が有限責任監査法人供託金規則第十五条第四項の通知を受けた日 （供託金に代わる有価証券の種類等） 第七十五条 法第三十四条の三十三第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。）

二丁四 (略) (供託金に代わる有価証券の価額) 第七十六条 法第三十四条の三十三第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二丁四 (略) 2・3 (略)	二丁四 (略) (供託金に代わる有価証券の価額) 第七十六条 法第三十四条の三十三第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。) 二丁四 (略) 2・3 (略)
--	---

○ 金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年 内閣府 令第三号）
法務省

改 正 案	現 行
（有価証券の換価） 第十二条 管轄財務局長は、令第十五条の十四第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）	（有価証券の換価） 第十二条 管轄財務局長は、令第十五条の十四第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。 2 4 （略）

。有限責任監査法人供託金規則（平成十九年 内閣府令 第八号）
法務省

改 正 案	現 行
（供託金の取戻し） 第十二条 法第三十四条の三十三第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十五条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる登録有限責任監査法人を含む。次条において「供託者」という。）は、当該供託金の取戻しについて法第三十四条の三十三第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び同条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。 2 6 （略）	（供託金の取戻し） 第十二条 法第三十四条の三十三第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託金を供託した者（第十五条第三項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなされる登録有限責任監査法人を含む。次条において「供託者」という。）は、当該供託金の取戻しについて法第三十四条の三十三第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び同条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。 2 6 （略）

○ 社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令（平成十九年 内閣府令第十一号）
法務省

改 正 案	現 行
第十条の次に次の五章及び章名を加える。 （中略） （総株主通知における通知事項） 第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 発行者が次のイからハまでに掲げる者である場合において、加入者が当該イからハまでに定める者であるときは、その旨 イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。） 同項に規定する外国人等 ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等 ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等 二・三 （略） （中略） 附則第二条第一項及び第二項中「及び第三十六条第二項」を「、第	第十条の次に次の五章及び章名を加える。 （中略） （総株主通知における通知事項） 第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 発行者が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同項（同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する外国人等であるときは、その旨 二・三 （略） （中略） 附則第二条第一項及び第二項並びに第三条中「及び第三十六条第二

三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改める。 附則第三条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改める。 第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第二項、第四十一條第二項及び第四十二條第三項」に改め、 「出力装置の」を削る。	項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改める。
--	--

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年 経財内 済産務閣 業省府、 省、 厚総 国土生 交労働省、 通省、 省、 農林 水産省、 令第一号）	改正案	（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一〇七 （略） 八 令第八条第一項第一号本に掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの 九〇十三 （略） 2 （略）
	現行	（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一〇七 （略） （新設） 八〇十二 （略） 2 （略）

(別紙 4 - 1)

[